【改正案】	【現行】
【一部削除および変更】	▼ 2011 ▼
(療養費代理受領者届出書)	(療養費代理受領者届出書)
第5条 前条第1項の届け出は、次の各号に掲げる書類の提出によるものと	第5条 前条第1項の届け出は、次の各号に掲げる書類の提出によるものと
する。	する。
一 療養費代理受領者登録届出書(様式第1号)	一 療養費代理受領者登録届出書(様式第1号)
二 誓約書 (様式第2号)	二 誓約書(様式第2号)
三 事務所及び施術所登録票 (様式第3号)	三 事務所及び施術所登録票 (様式第3号)
四 従業者等登録票(様式第4号)	四 従業者等登録票 (様式第4号)
五 基準第13条に基づく事業運営指針(参考様式1)	五 基準第13条に基づく事業運営指針(参考様式1)
六 五 届出者が法人等であるときは、役員名簿 (様式第5号)	六 届出者が法人等であるときは、役員名簿(様式第5号)
七六 届出者が法人等であるときは、その定款、寄附行為等及びその登記	七 届出者が法人等であるときは、その定款、寄附行為等及びその登記事
事項証明書	項証明書
八 七 施術所に係る保健所等に届け出た開設届又は出張施術業務開始届の	八 施術所に係る保健所等に届け出た開設届又は出張施術業務開始届の写
 写し	L
丸 八 はり師、きゅう師、あん摩・マッサージ指圧師の免許証の写し	九 はり師、きゅう師、あん摩・マッサージ指圧師の免許証の写し
十九 基準第7号に該当する場合は、同条に規定する契約書等	十 基準第7号に該当する場合は、同条に規定する契約書等
+	十一 その他、広域連合長が必要と認める書類
2 (略)	2 (略)
3 (略)	3 (略)
4 (略)	4 (略)
【一部削除および変更】	
(代理受領の取り扱いにおける療養費の支給申請手続き)	(代理受領の取り扱いにおける療養費の支給申請手続き)
第8条 代理受領者による療養費の支給申請の手続きは、次の各号に掲げる	第8条 代理受領者による療養費の支給申請の手続きは、次の各号に掲げる
書類の提出によるものとする。	書類の提出によるものとする。
一 後期高齢者医療療養費支給申請書	一 後期高齢者医療療養費支給申請書

療養費の代理受領に関する事務取扱要領

【改正案】	【現行】
ア はり・きゅう (様式第7号)	ア はり・きゅう (様式第7号)
イ あん摩・マッサージ (様式第8号)	イ あん摩・マッサージ (様式第8号)
二 後期高齢者医療療養費送付内訳書(様式第9号)	二 後期高齢者医療療養費送付内訳書(様式第9号)
三 施術に係る医師の同意書	三 施術に係る医師の同意書
ア はり・きゅう (様式第10号)	ア はり・きゅう (様式第10号)
イ あん摩・マッサージ (様式第11号)	イ あん摩・マッサージ(様式第11号)
四 療養費の支給申請代行に係る委任状(参考様式2)	四 療養費の支給申請代行に係る委任状(参考様式2)
五療養費の支給申請書副本受領書(参考様式3)	五 療養費の支給申請書副本受領書(参考様式3)
六四 往療料一覧(秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関す	六 往療一覧(秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規
る規則(平成20年秋田県後期高齢者医療広域連合規則第2号)第	則(平成20年秋田県後期高齢者医療広域連合規則第2号)第14
14条第1項第2号の様式第38号)	条第1項第2号の様式第38号)
七五 基準第2019条第2項第3号の往療に関する記録の写し	七 基準第20条第2項第3号の往療に関する記録の写し
八六 一部負担金領収書控の写し	八 一部負担金領収書控の写し
九七 その他、広域連合長が必要と認める書類	九 その他、広域連合長が必要と認める書類
2 (略)	2 (略)
3 (略)	3 (略)
【削除】	
4 広域連合長は、施術を提供した月の翌月の初日から起算して3ヶ月を経	4 広域連合長は、施術を提供した月の翌月の初日から起算して3ヶ月を経
過した施術に係る療養費の支給申請については、代理受領の取り扱いを行わ	過した施術に係る療養費の支給申請については、代理受領の取り扱いを行わ
ないものとする。ただし、当該3か月いないに申請のあったもの及び支給決	ないものとする。ただし、当該3か月いないに申請のあったもの及び支給決
定の保留等に伴いるか月を経過した場合を除く。	定の保留等に伴い3か月を経過した場合を除く。
【一部変更】	
(支給申請に疑義があるとき)	(支給申請に疑義があるとき)

療養費の代理受領に関する事務取扱要領

【改正案】	【現行】
第9条 広域連合長は申請書類等を審査した結果疑義が生じたときは、支給	第9条 広域連合長は申請書類等を審査した結果疑義が生じたときは、支給
決定を保留し、次の各号に掲げる方法により、調査等を行うものとする。	決定を保留し、次の各号に掲げる方法により、調査等を行うものとする。
一 (略)	一 (略)
二 (略)	二 (略)
三 基準第2120条による代理受領者等に対する質問及び検査若しくは	三 基準第21条による代理受領者等に対する質問及び検査若しくは帳簿
帳簿書類の提出又は提示の求め。	書類の提出又は提示の求め。
$2\sim5$ (略)	$2\sim5$ (略)
【一部変更】	
(代理受領の取扱い中止)	(代理受領の取扱い中止)
第10条 広域連合長は、第2条の登録に係る代理受領者において、次の各	第10条 広域連合長は、第2条の登録に係る代理受領者において、次の各
号に掲げるいずれかに該当すると認められるときは、代理受領の取り扱いを	号に掲げるいずれかに該当すると認められるときは、代理受領の取り扱いを
中止するものとする。	中止するものとする。
一 (略)	一 (略)
二 (略)	二 (略)
三 基準第2120条の報告又は帳簿書類の提出若しくは提示の求めに応	三 基準第21条の報告又は帳簿書類の提出若しくは提示の求めに応ぜ
ぜず、又は虚偽の報告をしたとき。	ず、又は虚偽の報告をしたとき。
四 (略)	四 (略)
五 (略)	五 (略)
六 (略)	六 (略)
$2\sim6$ (略)	$2\sim6$ (略)